

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都世田谷区船橋七丁目20番14号

氏名 株式会社伸和運輸  
代表取締役 宮崎 琢朗

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 4年 5月15日

許可の有効年月日 令和 9年 5月14日

## 1 事業の範囲

(1) 業の範囲：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、  
がれき類

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上14種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

（積替え保管できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおりに）（以上4種類）

## 2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおりに）

施設所在地：東京都世田谷区上馬四丁目38番5号

## 3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から19時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」  
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 4年 5月 15日 新規許可

令和 4年 5月 15日 更新許可 第6回

令和 6年 10月 2日 変更届 積替え保管施設の保管量の減少

## 5 積替え許可の有無 無

## 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

## 2 積替え保管施設

施設所在地：東京都世田谷区上馬四丁目38番5号

施設面積：104.165㎡

最大保管高さ：1.3m

産業廃棄物の種類	保管量	
汚泥、廃プラスチック類、金属くず（廃乾電池に限る。）	プラスチック容器 6個	0.54 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類	プラスチック容器 6個	0.54 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず（廃バッテリーに限る。）	プラスチック容器 6個	0.54 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ 0.5個	4.00 m <sup>3</sup>
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	ドラム缶 3個	1.17 m <sup>3</sup>
金属くず	プラスチック容器 33個	2.97 m <sup>3</sup>
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	プラスチック容器 33個	2.97 m <sup>3</sup>
	合計保管量	12.73 m <sup>3</sup>

(以下余白)